

平成27年12月11日

# 総務文教委員会

阿久根市議会



- 1 会議名 総務文教委員会
- 2 日時 平成27年12月11日(金) 13時28分開会  
16時24分閉会
- 3 場所 第2委員会室
- 4 出席委員 大田重男委員長、濱田洋一副委員長、渡辺久治委員、  
西田数市委員、竹原信一委員、竹原恵美委員、  
濱之上大成委員、木下孝行委員
- 5 事務局職員 議事係長 東 岳也
- 6 説明員
- |              |              |
|--------------|--------------|
| ・市民環境課       | ・生涯学習課       |
| 課長 石澤 正志 君   | 課長 中野 貴文 君   |
| 課長補佐 松崎 浩幸 君 | 係長 柳原 一夫 君   |
|              | 係長 松永 貢 君    |
| ・総務課         | 係長 大野 勝一 君   |
| 課長 内園 由幸 君   |              |
| 課長補佐 尾塚 禎久 君 | ・企画調整課       |
| 係長 牟田 昇 君    | 課長 山元 正彦 君   |
| 係長 前田 敏 君    | 課長補佐 池田 英人 君 |
| ・税務課         | ・総務課消防係      |
| 課長 川畑 宏之 君   | 参事 上野 正順 君   |
| 課長補佐 前田 武三 君 | 係長 堀切 潤一 君   |
| 係長 大下元 讓 君   |              |
- 7 傍聴者 白石純一議員、市民1名
- 8 会議に付した事件
- ・議案第60号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について
  - ・議案第61号 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について
  - ・議案第64号 阿久根市個人番号の利用に関する条例の制定について
  - ・議案第65号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について
  - ・議案第66号 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議事の経過概要 別紙のとおり

## 審査の経過概要

### 大田重男委員長

ただいまから総務文教委員会を開会します。本委員会に付託になった案件は、議案第60号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について、議案第61号 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について、議案第64号 阿久根市個人番号の利用に関する条例の制定について、議案第65号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第66号 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、以上議案5件であります。

ここで、日程についてお諮りします。委員会の日程は、きょうから11月15日までの3日間とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、11月15日までの3日間といたします。なお、本日の日程は配付しました日程表のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。また、付託された議案に対する現地調査は所管課への質疑のあとお諮りいたします。

### ○議案第60号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について

#### 大田重男委員長

それでは、議案第60号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定についてを議題とします。市民環境課長の説明を求めます。

#### 石澤市民環境課長

去る12月4日の本会議において総務文教委員会に付託されました、議案第60号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について御説明いたします。

今回指定を予定しております、有限会社本石材店は、平成20年度から平成22年度までの3年間、そして、平成23年度から平成27年度までの5年間、計8年間継続して阿久根市火葬場の指定管理者として、指定を受けております。今回決定を受けますと、通算3回目の指定となります。次に、今回の指定管理者を決定するまでの、会議の開催につきましては、阿久根市公の施設の指定管理者検討委員会を開催いたして協議しております。1回目を平成27年7月22日に、2回目を8月10日、3回目を11月6日、最終4回目を11月10日に開催いたしました。指定管理者の募集につきましては、阿久根市葬祭場佛石の里の指定管理者の募集要項を定め、募集期間を9月7日から、10月8日までとし、広報あくね、防災行政無線での放送及び市のホームページで周知いたしました。今回提案しています、有限会社本石材店は、同施設の指定管理者として、通算8年間にわたり受託していることから、指定管理者としての経験、実績とも豊富であり、その間誠実に業務を執行しております。このようなことから、平成28年度から平成32年度までの5年間引き続き指定管理者として、指定するものであります。どうぞ御審議方よろしくお願ひします。

#### 大田重男委員長

市民環境課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ありませんか。

#### 竹原恵美委員

指定管理者申請団体評価採点をホームページで見たんですけども、満点が600に対して、444点、内訳を見ると、本施設を管理運営する適性があるかというのは、90点のうち69点、管理運営に必要な職員の採用、配置の計画は妥当かは90点のうち65点、サービス向上のための対策は妥当かは150点あるうちの116点、防犯、防災の対策は妥当かは90点あるうちの63点と決して高い値ではないように、例えば対抗馬がいて、その比較というところでもない中で、なかなかその期待値からすると、高い値ではないように見える

のですが、中にはこれはどういうことを示している、委員会の中でどういうことを求めているということでしょうか。

#### 石澤市民環境課長

竹原委員にお答えいたします。ただいまの点数でございますが、満点が100点、1人当たりですね、100点持っております、その中で配分をしております。各項目ごとにですね、その合計でございます。ですから、平均点をですね、60点と、最低ラインを60ということにしております。1人頭がですね、持っている。その60を下回った場合、管理者には適さないということで、私たち考えておまして、全て60点を超えておりましたということでございます。

#### 竹原恵美委員

私がお聞きしましたのは、最低よりは超えていてももちろん、受託されているんでしょうけれども、要望に満点ではない、要望から、もっと要求が高いところにあるらしき、ぎりぎりラインでは困るんですね、逆に言うと。何か不足を、要望が委員会の中ではあって、これだけの値になっているんでしょうか。何を要望されているのか教えてください。

#### 石澤市民環境課長

まず1番の本施設を管理する適性があるかということでございます。これにつきまして3項目にわたって分割して点数の設定をしております。2番目の管理運営を行うに当たっての経営方針、これにつきましては、そのまま1項目10点ということで採点をしております。そして、管理運営に必要な事項の職員の採用、配置の計画は妥当かというところが3項目、4番目につきまして、利用者へのサービス向上のための対策は妥当かというところが5項目という感じに、各項目をですね、分割いたしておりますので、全ての項目に対して満点が出るというところが出てこないものですから、おのずとそここのところは点数が下がってきているところであるかと思えます。決してその点数が低いということで指定管理者にそぐわないということではございません。そちら御理解をよろしく申し上げます。

#### 竹原恵美委員

決してぎりぎりでもなければ、上位のようにも見えないんですけれども、もっとその444点、トータルで言えばですね、6人持ちの点数で444点というのはもっと要求に応じてほしいという値には見るんですが、この足りないところ、だから満点をいただけない、満点なり、80%、各自が90%の満足度をいただけてないところに何を、何か委員会の中でこのもう1つ足りないところ、減らしたところの理由というのは何か出てるんですか。

#### 石澤市民環境課長

そこについては出ておりません。

#### 竹原恵美委員

では、この結果を出した委員会では、この結果を持ってそれは可とするんでしょうけれども、最低ラインを割ってないので可とするんでしょうけれども、ここに対して評価はしていない、可とするかどうかしか見てなくて、今まで8年間やったところでの経過としての評点を付けてますが、最初の請負で評点を付けてるんでしょうけれども、もう少し上げてほしい、どこが足りないという意見は全く出ない、終わりなんですか。

#### 石澤市民環境課長

すいません、そこについては、出ております。というのが、経営のですね、内容等につきまして、もう少し経営の状態等につきましてもう少し検討する必要があるのではないかとというような意見は出ております。

#### 竹原恵美委員

では、その経営の状態とおっしゃるところもポイントなんですが、管理にかかわる経費の収支状況も私資料請求で受け取っています。これ、毎年、本石材店から持ち出し、大きいときで約25万円、持ち出しで毎年上がっている資料だったんですが、この点においては、事情、理由ですね、市もそんなに個人の、民間の赤字を見逃しながら請負させるとちょっと思

えないんですけども、だからと言って緩い経営を許すわけにもいかない、この点で例えば今度増額、これで増額をすべき点だということもしていないんですけども、これ請負側と請け負わせる側、発注側と請負側に何か話はないんでしょうか。

#### 石澤市民環境課長

まず指定管理委託料につきましては、年度ごとにですね、見直しをいたしております。ですから指定管理料についてはですね、毎年違ってきておりますので、その際、私どもはこういったことで、契約をしますよということで業者の方とですね、契約をいたしております。そこで、業者の方が持ち出しがあったということでございますが、私どもは契約をするにあたっては、条件等も付しておりますので、そこについては、私どもがオーバーしてますよということを言うところではないかと思っております。

#### 竹原恵美委員

先ほどの採点表では、その運営の問題を指摘されているんですけども、明確には何のことですか。先ほど、1つ前の質問で、点数が低いところの理由。

#### 石澤市民環境課長

経営の収支が安定しているかというところでございます、その点は問題として出てきております。委員が言われる持ち出しがあるというような所でございます。

#### 竹原恵美委員

言葉の経営の収支の不安定さというのは、本体、母体の不安定さなのか、この事業に対する本石材のその運営内容のその金額の不安定さ、母体の会社の話なのか、この事業1個だけの話で捉えて、どっちですか。

#### 石澤市民環境課長

この事業についての収支でございます。

#### 大田重男委員長

ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第60号について、審査を一時中止いたします。

(市民環境課退室、生涯学習課入室)

### ○議案第61号 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について

#### 大田重男委員長

次に、議案第61号 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定についてを議題といたします。生涯学習課長の説明を求めます。

#### 中野生涯学習課長

去る12月4日の本会議において総務文教委員会に付託となりました、議案第61号 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。本件は市立図書館及び郷土資料館の指定管理者の指定が平成28年3月31日をもって満了することから、あらためて平成28年4月1日から5年間、特定非営利活動法人ふれでおを指定管理者として指定しようとするものであります。

今回提案いたします、同法人は阿久根市公の施設の指定管理者として、平成17年度から指定を受けている団体であり、決定いただくと通算4回目の指定となります。

今回の指定管理者の選定作業につきましては、議案第60号の火葬場の指定管理者の選定と同時に実施してきたところであります。募集期間を9月7日から10月8日までとし、広報あくね、防災行政無線での放送及び市のホームページで周知を行いました。募集の結果、市内から2者の応募があり、11月10日に開催しました第5回検討委員会においてそれぞれの代表者から施設の管理運営方針等について、プレゼンテーションを受け、提出された申請書類等を含め審査した結果、特定非営利活動法人ふれでおに決定したものであります。

同法人は、これまで通算11年間指定管理者として市立図書館及び郷土資料館の管理運営

を担当しておりますが、長年の経験と培ったノウハウからこれまで安定した運営を行ってきているところであります。また、近年は児童クラブや、いきいきサロンなどに読み聞かせ講師を派遣して本に親しむ時間と世代を超えた交流の場づくりを目的とした阿久根語り部派遣事業の自主事業も積極的に展開し、実績も上げてきているところであり、さらに市民サービスの面でも問題はなく、今回引き続き指定管理者として提案するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

#### **大田重男委員長**

生涯学習課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### **竹原信一委員**

検討委員会の名簿、名前を教えて、委員の名前を教えてください。どういった方が入っていらっしゃるのか。

#### **中野生涯学習課長**

検討委員会の委員は、副市長、教育長、総務課長、企画調整課長、財政課長、それと所管の課長であります。

#### **竹原信一委員**

それでは、委員会のときのそれぞれの出されたところの補助金計画と言いましょうか、うちは幾らでできますよ、こっちは幾らでできる、それはどういうふうになってましたか。ふれでおともう1者のほう、両方教えてください。

#### **中野生涯学習課長**

平成28年の収支の計画を申し上げます。ふれでおについては平成28年の計画は、2,548万3,465円でございます。もう1者のほうは、2,100万であります。以上です。

#### **竹原信一委員**

高い方が選定されたわけですよ、そして、選定基準、選定の結果表を皆さん持っているかな、ちょっと資料請求を私は受け取っているものですから、採点表ですね、皆さんに。

#### **大田重男委員長**

これは、各個人が調べようと思えば調べられますから。

#### **竹原信一委員**

この採点表を見るとですね、施設に収支計画が妥当か、経費の節減に工夫等あるかという点の評価がですね、この価格の高かったほうが、ふれでおのほうが18点、もう1者のほうが16点、低いわけですよ。ちょっと奇妙な感じがいたします。議論も委員の間でなされたのかなという気がしますが、そここのところをちょっと知るために委員会で会話の記録というのがありますか。会議記録ありますか。

#### **中野生涯学習課長**

検討委員会の主管といいますか、主催のほうは企画調整課が行っておりますので、企画調整課長も控えておりますので、同席を求めてもよろしいでしょうか。

#### **大田重男委員長**

今、同席を求められましたけど、それに異議ありませんか。

[「お願ひします」と呼ぶ者あり]

では、認めます。

(休憩 13:48～13:58)

(企画調整課入室)

#### **大田重男委員長**

では、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。竹原委員もう一度質問をしてください。

### 竹原信一委員

予算書の中でその補助金、求める部分が、今回選定されたぷれでおのほうが高い、それにもかかわらず、この評価点数がですね、ぷれでおのほうで18点でもう1者のほうが16点、逆転しとるわけですよ、違和感があります、大変、そちらで委員同士の会議も、議論もあつたはずですから、その会議録の記録を、提出を求めます。

### 大田重男委員長

ただいま竹原信一委員より、検討委員会の議事録を請求ありましたけど、皆さんいかがですか。

### 濱之上大成委員

今、竹原委員のおっしゃってるのはわかるんですが、とりあえず企画調整課長もいらっしやつたので、そこでやり取りをしてからでも結論出していいんじゃないですか。

### 木下孝行委員

私も同じ意見です。企画調整課長が検討委員会の竹原委員の聞きたい部分に答えることができるのであれば私はそれでいいと思いますけど。

### 大田重男委員長

まず、企画調整課長の説明を聞いて、それから検討したいと、そういうことでよろしいですね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

企画調整課長、説明願います。

### 山元企画調整課長

ここの部分につきましては、確かにもう1者のほうがぷれでおさんより安価ではあつたんですけども、審査の中では、価格だけではなくて、総体的にサービスが適当なのか、そういつたところも含めて、総合的な運営面での管理方針ですとか、提案内容を含めて判断されたということだと思います。

### 竹原信一委員

私も一回言いますね、この審査項目がですね、収支計画が妥当か各年度での経費の節減等に工夫はあるかと項目において16点と18点という逆転現象があると言つたわけで、総合的な話の部分はほかに項目はいっぱいあるわけですよ、そのこと、だからこそ言つてけるわけです。

### 山元企画調整課長

ここにつきましては、それぞれ各委員の採点がなされたわけですけども、それぞれの委員の中で、この金額自体が総合金額としては、安かつたわけですけど、それが、安いことだけがいいのかどうかところも含めて適当かどうかその判断も含めてそれぞれの委員の中で採点がなされたのではないかと考えます。

### 竹原信一委員

あなたの意見はわかりました。やっぱり委員の方々の話が直接見ないとよくわかりませんね。それはあなたの考えでしかないと思います。

### 大田重男委員長

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 14:02~14:03)

### 大田重男委員長

では、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

### 木下孝行委員

竹原委員のそういったことで資料請求をしたいということですけど、私も基本的な考えとすれば、1点のそういう採点で逆転の部分が確かにあるかもしれませんけど、基本的には、

この選定基準に伴って、選定をしているということ、私はそういうような形でしっかりと選んだんだろうとっております。そうした意味では皆さんの意見を聞いて資料まで取ってやるべきなのか、もうそこには委員会をある意味ですね、性善説といいますか、そういった形でしっかりと検討していただいたということを前提に判断するのがちょっと諮ってもらいたいと思います。

#### 大田重男委員長

今、木下委員からお話がありましたけど、各委員としての意見を1つお願いしたいと思えます。

#### 濱田洋一委員

先ほど28年度の計画ということで、それぞれの2者ですね、金額を教えてくださいました。これは1つの項目の採点項目に当てはまる場所であるというのは私も認識しております。そういった中で先ほど企画調整課長からもありましたように、総合的な判断ということでですね、ふれでおさんを選定されたというふうに理解はしておりますけれども以上です。資料請求につきましては、私のほうはよろしいかと思えます。

#### 竹原恵美委員

それだけの金額があつて、A者、ふれでおでないもう1者というのは基準値をおちている。基準値に満たっていない状況です。それでいて金額はまあまあ安いんですけど、今言われる資料請求と見る必要があるのでは、このまま内訳がわからないままで委員会としてゴーサインを出すわけにはいかないと私は思います。両方の提案書も見たいと思います。提案書がないとサービスに対してこの金額が妥当であるかというものはかりにくいところがあります。ですから、私は必要であるし、その提案書、判断のもとになる提案書も見せてください。それぞれ。

#### 大田重男委員長

まずは議事録だけいきますから。木下委員は先ほどの話でわかりますから。

#### 竹原信一委員

当委員会は、チェック機関であつてこの選定委員会の判断が適正であつたかどうかを私たちはチェックしなきゃいけないんですよ、総合的にやったんだからそれを認めるべきだなんていうのはもう私たちの責任放棄もはなはだしい。疑いがあるのであれば、そこを究明して、それによつてですね、実際阿久根市役所が適正に執行されているんですよということを示す、それによつて議会も市役所も信頼されるところということでもありますから、この疑問がありますのでこれを請求すべきです。

[木下孝行委員「今言葉に不適切な言葉がありました。疑いがあるというような発言をしました。だれがどこをもつて疑っているのか、不適切な発言を訂正させてください。」と発言あり]

#### 竹原信一委員

疑いをイコールチェックという言葉に変えたほうがいいですか。同じことなんですよ。

[発言する者あり]

#### 西田数市委員

私は、資料請求を求めます。

#### 渡辺久治委員

議事録は求めます。

#### 濱之上大成委員

私は疑つてはかからんのですが、その先ほどの提案書、なんか採点表というのがあるんですか、もしよければそれだけで結構です。会議録は結構です。

#### 大田重男委員長

今、会議録を求めるといふことで、4人なんです。ということは会議録まではいらなないと思えます。私は必要ないと思つています。

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 14:10～14:11)

#### 大田重男委員長

では、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

#### 濱之上大成委員

資料請求等の時間もかかりそうですので、この件についてはいったん中止して、先に別の議案からしたらどうですか。

#### 大田重男委員長

それと、先ほど竹原恵美委員から提案書ですね、それとこっちの経費の収支状況、ほかの人にもちょっとお伺いいたします。経費の収支状況ってあるんですけど、これも求めますか。休憩します。

(休憩 14:12～14:19)

#### 大田重男委員長

では、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。まず、資料請求をするしないかを求めたいと思います。資料請求にはですね、管理運営について事業計画と収支予算を立案してくださいとなっていますから、この部分を求めますか。

もう一度言います、事業計画と収支予算を資料を求める人は挙手でお願いします。

(賛成者挙手)

4人ということで、これは認めたいと思います。次に、会議録の資料請求を求める方はお願いします。

(賛成者挙手)

会議録も賛成多数ということで、求めたいと思います。

休憩に入ります。

(休憩 14:21～14:23)

#### 大田重男委員長

では、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかになければ、議案第61号について、審査を中止いたします。

では、休憩に入ります。

(生涯学習課、企画調整課退室)

(休憩 14:24～14:35)

#### ○議案第64号 阿久根市個人番号の利用に関する条例の制定について

#### 大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。生涯学習課は飛ばして、次の総務課所管の議題に入りたいと思いますけどよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

(総務課入室)

では、議案第64号 阿久根市個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。総務課長の説明を求めます。

#### 内園総務課長

それでは、議案第64号 阿久根市個人番号の利用に関する条例の制定について御説明いたします。平成25年5月に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されまして、来年1月1日から個人番号の利用が開始されますことから、本市行政事務における個人番号の利用について所要の措置を講じるものでございます。はじめに第2条は、本条例における用語の定義を番号法において定義される文言と規定したものでございます。次に第3条は個人番号を利用するにあたり、法令に基づく扱いを行うため、必要な措置を講ずるものとともに、情報提供ネットワーク等の利用に関し、国との連携を図りながら、本市の事務実情に応じた活用並びに情報管理施策をはかることを規定したものでございます。次に第4条は市長部局や教育委員会部局における個人番号の利用範囲を定めるものであり、番号法の別表第2において、規定されております個人番号の情報連携、提供の事務の範囲内において、その事務を処理するために必要な限度で自ら保有する特定個人情報を利用することができることとしたものでございます。なお、同項中、ただし書きにおきましては、情報提供ネットワークを使用して、他の利用事務実施者から特定個人情報の提供を受けることができる場合は、特定個人情報の適正な取り扱いの観点から、情報提供ネットワークシステムを使用することとするものでございます。第2項は前項により特定個人情報を利用することができる場合、他の条例、規則等により、提出が義務付けられている書面の内容が同一の情報であるときは、その提出すべき書面が、提出されたものとみなすものでございます。第5条は、本条例において定めるもののほか必要な事項は別に定めるとした規定でございます。附則におきましては、本条例の施行日を平成28年1月1日からとし、第4条第1項ただし書きの規定は法附則第1条第5項に掲げる情報提供ネットワークの開始にともない政令で定める施行の日からとするものでございます。以上で説明をおわりますがどうぞよろしくお願いいたします。

#### 大田重男委員長

ただいま、総務課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 竹原信一委員

あのこの条例案は、阿久根が独自に作ったものですか。それとも県や国からのこんなものですよという提案が来たやつに阿久根という言葉を入れたものですか。どちらでしょうか。

#### 内園総務課長

この条例を定めるにあたって、準則等は国からは来ておりません。ただ、基本的な考え方としては、先の本議会でも御説明させていただいたんですが、マイナンバー法、番号法で利用できる市町村の持っている情報を利用できる事務は国の法定事務の範囲内ですよというのが番号法の9条に定めがあります。それは利用できる法定事務ということで、国の事務について市町村がやっている事務については、条例上ある事務であれば独自で使っていていいですよというのが9条の規定で、別表2というのが番号法の19条並びに21条の中で、利用できる事務や提供できる事務ということで、提供できる事務というのが、なんなんですかと言ったら、例えば国とか県とか他の市町村から問い合わせがあった国の定めた法定事務、これについては照会があったら照会に基づいて番号が、マイナンバーが付された情報を提供しなさいという部分があります。そこの部分の提供できる事務をほかの市町村とか国から提供依頼があった場合提供しなさいと、ただし阿久根市が持っている事務をその提供の中にある法定事務を自分で使おうとした場合は、これを条例で定めないとそれは提供でなくて利用になるから、条例で定めてくださいというような趣旨がありましたので、今回その提供できる国の法定事務について条例で定めようという内容です。

#### 竹原信一委員

大変複雑な表現ですけど、その、だからやりそこないように大体国なんかはそういったところこんなこまでだよというようなことを普通自治体にやるんですけど、今回もそういうのがあったんですかということなんですよ。

#### 内園総務課長

今回その法の趣旨に基づいてでございますので、御質問に率直に答えたら国からは直接そういうふうな条例で使うんだったら定めなさいということで、別に準則等はありません。

**大田重男委員長**

ほかにありませんか。よろしいですか。

**竹原恵美委員**

第3条なんですが、適正な取り扱いを確保するために、必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、実施するものである。自主的かつ主体的に施策を実施するものとする。この自主的かつ主体的にということは何を示す、これからどういふことが起こるといふ内容で、文章になってますか。

**内園総務課長**

今のご指摘の部分なんですが、積極的とか、自主性というものが、効率的な活用ということで、想定されるものとしましては、今後ですね、他の進んでいるというか、先進の事例では、独自のカード等をこのマイナンバーをつくる前に持っている自治体があって、そういった部分については、例えば住民票とか、そういったものをコンビニなんかで交付を受けられるとかいった部分の先進例があります。そういったものを想定して今後、必ずしもどこもやっているものでもなくて、こういうマイナンバーのカードがICチップが含まれているわけですが、そこに含めて今後利用できるというふうには拡大と言いますか、利用の拡大を国のほうで想定している部分がございますので、阿久根市においても今後そういった条件が整った場合等ですね、それと含めてセキュリティーの問題ですね、間違いないだろうというような確信が持てる状況になった場合は、将来そういうことも含めた形で条例の文言としてこういった表現をさしているということ御理解いただけたらと思います。

**竹原信一委員**

第4条の別表の第4欄というのこれどこにありましたっけ。中身は。

**内園総務課長**

法の別表2のことを指してますね、これは。第9条、番号法の19条の中に別表です。

先ほど、今回の法の趣旨の目的を説明させていただいたんですか、そこで言いました番号法の19条と21条にさっき言った国とか県とか他の市町村から例えば児童手当の請求をするために、当該者の所得を知りたいとか、住民票の添付がほしいという場合は、提供をしてくださいねという法で定めた19条のその別表2というのが、この部分で、ないですよと言われてたらこの資料にはないです。

**竹原信一委員**

それを見ながら検討しないと、今の条例案に表があって、私たちがそれを見ないで、それオーケーですというわけにはいかないんですよ。ここでちょっとそれを手元に見て、もっと議論しませんか。

**渡辺久治委員**

わかる範囲で課長の説明をお願いします。

**内園総務課長**

今言いました別表第2というのが、今私もざっとここに資料持っているんですが、見てみましたところ、国の法定事務の中でこのマイナンバーを使う提供できる事務がいくつですというのが私の資料で120あるんですが、そのうち例えば一番最初のほうを紹介します。情報紹介者と言われるのが例えば紹介される人が厚生労働大臣という場合、その事務はなんなのということで健康保険法云々と書いてあるんですが、健康保険に関する事務のことということになります。情報提供者というのは当然阿久根市に請求があった場合は阿久根市になります。その中の特定個人情報ほどこの部分を提供できるんですかというのが。

[発言する者あり]

ですね、その部分が御質問があった部分で、そこについては特定個人情報と言われる部分で、今の部分で紹介しますと医療保険とか高齢者の医療の確保に関する法律の医療に関する

る給付の支給または保険料の徴収に関する情報、こういったものの請求が厚生労働大臣から請求があった場合は阿久根市は提供をしないさいねというようなのが120くらいここに示されて。

**竹原信一委員**

今のは、第4欄の話ですか。

**内園総務課長**

はい。

**大田重男委員長**

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第64号について、審査を一時中止いたします。

(総務課退室、税務課入室)

## ○議案第65号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について

**大田重男委員長**

議案第65号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
税務課長の説明を求めます。

**川畑税務課長**

議案第65号、阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。改正の主な内容であります。まず、第8条から第13条は、災害や盗難にあった者等に対する税金の徴収の猶予等について、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、申請手続等一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとする地方税法の改正がなされたことに伴い、分割納付の方法、申請に基づく猶予制度等を条例で定めるものであります。具体的内容ですが、猶予に係る徴収金の納付は、納税者の財産の状況その他の事情からみて、納税者の事業の継続又は生活の維持を困難にすることなく猶予期間内において納付することができる金額であって、かつ、その猶予にかかる徴収金を最短の期間で完納することができる金額に分割して納付させることとします。申請書に定める事項は、一時に納付することができない事情、猶予を受ける金額及び期間、分割納付する金額及び期間、担保の内容とします。申請書に添付する書類は、事実を証する書類、資産及び負債の状況を明らかにする書類、収支の状況、担保に関する書類とします。申請書に不備等があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から20日以内とします。換価の猶予の申請期限を、納期限から6月以内とします。猶予に係る金額が100万円以下、または、猶予期間が3月以内、または、特別な事情がある場合は、担保を取らないこととします。

次に、附則第16条の2の改正は、旧3級品の紙巻たばこにかかるたばこ税の特例税率を廃止するものであります。たばこについては、旧専売納付金制度下において、中質及び下質の葉たばこを主原料に用いて調製したものである3級品とされていた、銘柄でいえば、わかば、エコ一等の紙巻たばこがあり、これらについては現行制度下においても特例税率により、旧3級品以外の一般紙巻たばこより税率が引き下げられていましたが、近年喫煙者の健康が課題となる中で、27年度の税制改正において、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、旧3級品の紙巻たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率を廃止することとなりました。廃止については、激変緩和の観点から1,000本当たりの税率について、平成28年から31年まで各年の4月1日に段階的に実施し、31年4月1日に現行の一般紙巻たばこの市たばこ税と同額の1,000本当たり、5,262円とするものです。

また、平成28年から31年までの各年における4月1日の午前0時現在において、たばこの販売業者が、店舗等で合計5,000本以上の紙巻たばこ三級品を販売のために所持している場合には、その所持する旧3級品の紙巻たばこについて、税率の引上げ分に相当する

たばこ税を課税する、通称「手持品課税」を実施します。その他、第23条、第33条、第36条の3の3、附則第4条、平成27年3月阿久根市条例第20号については、参照する地方税法等の改正に伴い、規定の整備を行うものです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

#### 大田重男委員長

税務課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第65号について、審査を一時中止いたします。

(税務課退室、総務課消防係入室)

#### ○議案第66号 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

#### 大田重男委員長

次に、議案第66号を議題とします。総務課消防係の説明を求めます。

#### 上野消防参事

それでは、議案第66号、阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。議案書は29ページ、議案等参考は13ページを御覧ください。今回の改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月に公布され、その一部の規定が本年10月1日から施行されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことから、これに準じて関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

議案等参考の13ページ、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。新旧対照表の13ページ、改正は、附則第5条の他の法律による給付との調整について示してあります。これが13ページの第1項から、最終ページ22ページの第6項の改正でございます。これは受給権者が同一の事由により、本条例に基づく年金たる損害補償と厚生年金保険法等に基づく年金との両方の支給を受ける場合の、併給調整等に係る条文の整理を行うというものであります。主な改正点は二つでありまして、まず1点目は、地方公務員共済制度等が創設をされました、昭和37年以前の在職期間を有する、いわゆる追加費用対象期間のある共済年金は、厚生年金に一元化されないことから、施行日以後に新規裁定された場合は、厚生年金と同様に併給調整を行うというものであります。現行では追加費用対象期間を含め、共済年金は併給調整の対象では無かったのですけれども、改正後においては、追加費用対象期間についても新たに併給調整の対象となったものであります。2点目は、公務上の災害に係る年金たる損害補償が支給される特殊公務に従事する消防団員について、従来の調整率と異なる調整率を用いることとしたものであります。現行では火災や風水害などの災害現場における活動中の事故も、訓練等による事故なども一律、同じ調整率を用いておりましたが、改正後においては、災害現場等における活動中の事故と訓練等による事故を区分して、異なる調整率としたものであります。また、施行期日は公布の日からとし、平成27年10月1日から適用することとしております。

なお、阿久根市に本条例に基づく年金受給者が、現時点で、お一方おられますが、同一の事由による他の公的年金などを受けておられないことから、今回の改正にかかわらず、他の年金等との併給調整の対象とはならないものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願い致します。

#### 大田重男委員長

消防参事の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 竹原恵美委員

条例の基本的なつくりなんでしょうけれども、先ほど規定はこの条例は公布の日から施行する。ページ39ページです。附則第5条の規定は平成27年10月1日云々かんぬん。さっき説明の中で戻るようにちょっと感じたところがあったので、その時間経過をもう一回

教えていただいてもよろしいですか。

#### 上野消防参事

竹原委員から今ありましたけれども、施行する期日につきましてはですね、公布の日からということで、本条例が改正になって、現在12月ですので、本条例の可決を受けて公布をします。したがって12月の末かあるいは年が明けての交付。しかし適用につきましてはこの法律は10月1日から適用するというのもう既に適用がはじまっておりますので、そういうケースの場合には遡及をして、さかのぼってこの法律に基づく適用をするんだという条例ということで御理解いただきたいと思うんですが。

#### 大田重男委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第66号について、審査を一時中止いたします。

(総務課消防係退室)

#### 大田重男委員長

61号を除いて、各課の審査が終了しましたが、議案第60号から66号に関する現地調査について各委員の意見を伺います。現地調査はよろしいですか。

#### 竹原恵美委員

60号と61号なんです。60号の火葬場に対しては評価者がなかなか説明がわからなかったんですけども、何をもうもう少し上げよう、これから契約をしていこうとするところですが、何を要求されているという認識をされているのかこれから5年間また請け負おうとするところにおいて、説明を聞いてみたい、状況を見てみたいと思います。で、61号図書館なんですけれども。

[「61号はまだ終わっていない」との発言あり]

60号においては火葬場において説明を受けてみたいと思います。

#### 大田重男委員長

ほかの人の意見も聞きますけど。

#### 木下孝行委員

火葬場はどこを、会社に行くんですか、それとも火葬場に行くんですか。火葬場はなかなか、そういうところは私はどうかと思いますけど、時間外で行くんだったら別ですけど、その火葬の状況があればなかなかできないだろうと思います。時間帯によっては。

[発言する者あり]

#### 大田重男委員長

休憩をとります。

(休憩 15:05～15:06)

#### 大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

現地調査について、各委員の意見を伺います。

#### 木下孝行委員

私は必要ないと思います。

#### 濱田洋一委員

私も必要ないと思います。

#### 西田数市委員

必要ないです。

#### 濱之上大成委員

私も必要ないと思うんですけど、一人でも見たいという人がいればとも思いますが、必要ないです。

**竹原信一委員**

行ってみてもいいんじゃないですか。

**大田重男委員長**

今、行くという方が2名、行かないでも、現地調査をしないでもいいという方が5名です。必要なしと、60号に関しては必要なしと意見が多いですから、これは、現地調査はいたしません。あと、61号はあとで採決いたします。

休憩を取ります。

(休憩 15:04～15:05)

## ○議案第60号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について

**大田重男委員長**

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、議案第60号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定についてを議題とし、各委員のご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

**竹原恵美委員**

賛成といたしますが、健全運営を図られることを望みます。そして発注者側も対応、内情を良く聞いて対応することを望みます。

**大田重男委員長**

あとは。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、議案第60号 阿久根市火葬場の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第60号は可決すべきものと決しました。

## ○議案第64号 阿久根市個人番号の利用に関する条例の制定について

**大田重男委員長**

それでは、議案第64号 阿久根市個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題とし、各委員のご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第64号 阿久根市個人番号の利用に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は可決すべきものと決しました。

## ○議案第65号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第65号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員のご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第65号 阿久根市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第65号は可決すべきものと決しました。

## ○議案第66号 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

それでは、議案第66号 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員のご意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第66号 阿久根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は可決すべきものと決しました。

## ○所管事務調査

大田重男委員長

次に、本委員会の所管事務調査を議題といたします。当委員会に付託となり継続審査を行っている案件については、阿久根市地域防災計画、教育行政、不登校問題、また学校編成、以上3件であります。

このうち、地域防災計画について、11月25日、長崎県島原市へ行き、所管課からこの防災についての取り組み状況を、安中地区まちづくり推進協議会会長から話を伺い、また不登校問題について、11月26日、佐賀県佐賀市へ行き、特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス代表理事からそれぞれ話を伺い調査を行ってきました。

今後の審査方法について協議のため、休憩に入ります。

(休憩 15:14～15:23)

大田重男委員長

では、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。それでは、本委員会の所管事務調査についての今後の審査方法について皆様から意見がありましたらお願いします。

## 木下孝行委員

学校編成については所管課も交えて意見交換をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。資料も一緒に準備していただいでですね、お願いします。

## 大田重男委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

## 大田重男委員長

それでは、今、木下委員からありました所管課を交えて意見交換会並びに資料請求すること調査することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。なお、これらの調査に関する委員会の開催日は、所管課との調整もありますので委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

では、休憩に入ります。

(休憩 15:24～15:43)

(生涯学習課、企画調整課入室)

## ○議案第61号 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について

### 大田重男委員長

では、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、議案第61号 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定についてを議題とし、各委員のご意見を伺います。

### 竹原信一委員

6ページ、会議録の、プレゼンテーションをやってすぐ評点をしてくださいと流れになっているようでございます。そして、6ページの具体的な経費節減のやり方を教えてくださいというふれでおさんが早急に資料を作成し、提出させていただきますという答えです。この資料を見てから採点にかかったのでしょうかそこを教えてください。

### 中野生涯学習課長

この部分については、早急に資料を作成し、提出させていただきますということでしたけれども、この部分についての資料というものは提出がなされていないところです。具体的には、その委員のところでの具体的な方策というのをあとで聞いているというようなところでございまして、その資料の提出についてはなかったところでございます。以上です。

### 竹原信一委員

6番、なんですか、採点表のその施設に係る経費の縮減が図られるかというところで、実際にはふれでおさんのほうが全ての委員について同じまたは1ポイント上になるという評価になっております。しかし金額的にはもう1者のほうが安い提案をされているわけですね。こう逆転現象が起こっている理由を、この評価員にお二人が企画調整課長と生涯学習課長がこれお一人ずつこのふうに点数を付けた理由をお話してください。

### 山元企画調整課長

ここにつきましては、私は全体としては、額的にはふれでおさんよりもう一者のほうが、低かったわけなんですけれども、この収支予算書の中を見ました時に人件費の部分をかなり抑えてあるということでもあります。ここの人件費がそれ以外の部分でいくとふれでおさんのほうが安いということで、人件費をかなり落としているということですのでそこは果たして、安いのはいいことなんです、そこを低くするのがいいものかということも含めまして、全体的

にはやはりその部分は考えて評価をしたところでございます。

#### **中野生涯学習課長**

私につきましても、申請書自体は委員の皆さんにも全て事前にお配りをしてその中身を精査してもらっての採点というふうに思ってますけども、私としましては、今企画調整課長が言われましたとおり、総体の金額としては1者のほうが安くて有利だなというような感じも持ちましたけども、細かに見てみますと、管理費についてはふれでおのほうが安く、もう1者のほうがかなり上回っていると。それを補う部分で人件費の部分をもう1者のほうはかなり落としているというところがあります。ここの数値的などところを見てみますと、かなり人件費、この給与月額に引き直していった場合に、人件費的にこれで果して人材確保ができるのかなというようにところを1つは危惧したところでございます。以上です。

#### **渡辺久治委員**

この両方の候補者の意見聴取をして、それが終わってすぐ採点というのは即ですか。時間的には。

#### **山元企画調整課長**

プレゼンテーションを事業者の方から受けたあと、質疑をさせていただいたあと、その場で評価という形で行ったところでございます。

#### **渡辺久治委員**

御本人がおられるところででしょうか。

#### **山元企画調整課長**

プレゼンテーション及び質疑応答が終わりましたら事業者の方には退席をしていただきまして選定委員会の委員だけで評価を行ったところです。

#### **渡辺久治委員**

その際に、選定委員同士で話をしたということはあるですか。採点について。

#### **山元企画調整課長**

その評価につきましても、質疑応答をふまえてそれぞれの委員で評価を行っているということでございます。

#### **竹原信一委員**

大変違和感を感じるですけど、そのやり方というか、検討委員会というからには会全体が実際には責任を負うはずなのに、個別ばらばらの足し算で結果を決めてしまう。いつもこういうやり方をやるんですか。

#### **山元企画調整課長**

これまでもそういう形でそれぞれ委員のほうで評価を行って、その合計得点で評価を行っているところでございます。

#### **大田重男委員長**

ほかに意見ないですか。

#### **竹原恵美委員**

それぞれの収支予算書なんですけれども、内容がどうあるかわかりませんが、事業費に対してその消耗品が入っているところ、管理費に消耗品が入っているところ、中身の消耗品の内容が違えばそうなのかもしれません。金額差が、あっちが大きくてこっちが小さい、どうもこちらからの要望の書式が整ってなくて、あっち入れたり、こっち入れたりして、お互いがあっちが高い、こっちが高いという、もうそこにいたってないんじゃないのでしょうか。意図が伝わってこの書類作成して、比較対象にこれ両方は話がおうた土台で書いているのかなと思うんですけども、いかがですか。

#### **中野生涯学習課長**

様式につきましては、募集要項の中でその様式等に示してあるところです。今おっしゃるとおりですね、1者のほうはこれにいくらか書かれてますけれども、募集要項の中ではこの事業費は幾らというようなそういった項目でしかあげていないところです。ですので、もう

1 者のほうがここに書いてきたところは任意に書いてきたところということでございます。ただ、事業の積算におきましては、募集要項の中でこういった業務を行うんですよというような確認書を掲載しております。その事業内容に基づいて各業者がその事業に必要な経費を見積もってきたというふうに理解をしております。以上です。

**竹原信一委員**

この最初のこの採点表が大変おもしろいという気がするんですよ。1つ1つが満点を30点あるいは60点というのが1つだけありますね。あ2つか。こういったことを誰が決めているんですか。この点数をこれこれこの部分を重視すべきだとかなんとかいうのは誰が決めてこの採点表つくったんですか。

**山元企画調整課長**

ここの採点項目につきましては指定管理にあたって確認をする必要がある項目等を精査をいたしまして、案ということで選定委員会の中に諮りまして、その中でこういう項目で採点項目ということで、選定委員会の中で決定しているところでございます。

**竹原信一委員**

企画調整課がこの点数表を作ったということですか。

**山元企画調整課長**

はい、選定委員会の事務局である企画調整課のほうで、素案ということでこういう形でもろしいかということで作っているところであります。

**竹原信一委員**

じゃ選定委員会でこの変更がありましたか。

**山元企画調整課長**

ここについてはこれで御了解いただいたところでございます。

**大田重男委員長**

ほかに意見は。

**濱田洋一委員**

それぞれ、収支予算書を見させていただいた中で、確かにもう1者のほうはですね、人件費の部分で特に圧縮をされているというような状況が見てとれますが、この会議録の2ページでございますが、計画書の中にある施設の管理ということで、いわゆる6名の方を配置するというので委員の方から質問を行っておりますけど、その中にもう1者の方の答弁をいたしまして6人というのはどの程度の人員が必要なのか、我々の方では判断は難しいと、不安視されている回答をいただいているなというのが見てとれます。そして、6人で実際足りるのかなと思っていると。だから、こういうところを踏まえてそれぞれの委員の方がですね、総合的に判断されたのではないかなというふうに思っております。それから3ページのほうですが、下のほうですけれども、今現在いらっしゃる司書の方となかなかいらっしゃる方がいないかと思えるので、当然継続してもし委託されたらお願いできればと考えているというようなことで、本来ですね、事業をやるとした中で、自分たちの例えば目指すべきこの人員ですとか、司書ですとかですね、そういう方々は現在今いらっしゃる状況の中でこれを提出されているということが受け取れますけれども、そういうことを踏まえて総合的に委員の方で判断されたのかなというふうに私自身は認識したところでございます。

特にですね、いろんな事業をやる中で、ここの人件費の部分というのが大きく予算を上げ下げする部分なんですね、ですから特にここ極端に言えば下げようと思えば下げられるし、必要だと思えば必要経費の部分でここはどんと積まないといけない部分だと思うんですよ。ですから、ふれでおさんにおかれましては、司書の方も3名でしたかね、いらっしゃる中で、10年以上いらっしゃる方が2名でしたかね、ですから今までの経験値であるとか、サービスの度合いとかそういうところを踏まえての、ただ金額ベースではかれないところのウエイトというのを重要視されて今回の選定にあたられたのかなというふうに私も思いますけれども、実際、私も以前そういった事業に関わるということもありましたが、一番ポイントとい

うのはですね、数字に見えない部分が日常のことですので、それがどれだけ市民の方々に奉仕と言いますか、できるのかというのが大きな判断基準になるところもございますので、やはりこういった提案されたふれでおさんになったのではないかなど、妥当なところではないかなというふうに私自身は判断したところでございます。

#### 木下孝行委員

私のほうは、この応募採点表に関して、先ほどから問題視されている施設に関わる経費の縮減が図られるかということなんですけどもこの項目が必要であったのか、まずそこを疑問に正直思いました。その理由は、縮減をするにあたって、いわゆるもう一方の相手方の方が今現在に他の施設で図書館を運営をしていたりですね、同等の同じ規模の経営をしている方であればそういった内容の把握もできてどこら辺を削減していけばいいかというようなことも聞けるんであろうと思いますし、片一方今現在やっている人はそういったこの今までの実績があるわけでそういったことに対してしっかりとした答えが出るんだらうと思います。そこを考えたら、じゃあ片一方に新たに応募していらっしゃる方がここで点数は付けられないんじゃないかなというふうに思ったりするから、逆にここはあるのはどうなのかなと思ったりもします。もう一方の方がそういう事業をやっているならば別ですよ。今の時点どなたがやっているか私はわからないから、もしやっていない人であればなかなかそこに削減のそういった考え方をもって答弁というか答えを出すのは難しいんじゃないかなというふうに思います。あとは点数自体が評価のほうでですね、トータルの数字を見れば、あきらかな差が付いているということですね、おのずとどちらが、採点を基準にすればいいのかなというのわかるんだらうと思いますね。そして、この収支予算書の中の両方の提示額、また収支の内容を見ますと。今、濱田委員のほうからもありましたように、明らかに数字が違うんですよ。人件費の場合、6人と7人という従業員の数が1人違いますからそこらの数百万、違いは出てくるんだらうと思いますけれども、明らかにそれ以上の我々が1人の人件費として想定する以上の人件費の差が出てきているということで、その人件費で果して実際に委員会での資料を見ましても、その濱田委員からありました、6人で足りるのかなという不安があると、そういう中でこの数字を出してきているのは当然管理して、していったうえで、また人件費がふえていく可能性は十分あるのかなと思います。この数字がずっと守られる保証はないのかなというような気もいたしますし、また事業費が片一方が171万円ですか、片一方が57万9千円ですよ。だから事業費としてですね、期待するものが新しい指定管理者、新しいというか指定管理者には強く求められるわけで、こういった50万、事業費がこれくらい少なくて事業がやっていけるのかなと、前向きなですね、ちょっとそこらを不安を感じるころがあります。また、管理費についても明らかにこの管理費が544万と159万、この差はなんだろうとかいうぐらい差がありすぎるということですね、なかなか片一方の方はやはり実態把握がなかなかこの予算の中でできていない部分があるのかな、もしくは今の施設がかなりのごまかしをしているかそこは当然考えられないのでですね、だからちょっともう1者、この方の計画がちょっと十分じゃないのかなというような不安はしております。そこらについて課長の考えはどうですかね。

#### 中野生涯学習課長

まず、はじめにありました、採点表のところの、私も委員として加わりましたので、その収支計画は妥当か、各年度での経費節減に工夫はあるかということなんですけど、この図書館自体指定管理者制度を入れてますので、その指定管理者制度という部分については民間のノウハウを入れながら効率的で、経済的な運営を行うというようなことで、無下にその経費が多くなるというようなことはあってはならないというようなことで、ここの部分があるかというふうに考えているところです。いわゆるその今度は収支予算書の件につきましては、やはり今委員がおっしゃられたとおりでですね、ここの区分けのところ、何をこの部分で、この経費をここの部分に入れられたかというようなところはですね、こちらのほうでは推して図るしかないんですけど、ここまで開いているというようなところはですね、やはり事業

の内容の把握というのが明確なところはやはりその事業を今されていないというところ  
はやはり否めないのかなというふうに考えているところです。以上です。

#### 竹原信一委員

もう1回この表のところなんですけど、採点表がこれでいいかということ、その委員会  
に出して、どれくらいその委員の人たちはこの表について検討をかけてされたんですか。答  
えを出すまでに。元の表ですよ。この採点表、点数入れる前の。

#### 山元企画調整課長

この第6回の委員会を開く前に、4回目の委員会を開く中で、あらかじめこの評価項目で  
いいかということ、委員の中で諮って決定いただいたところです。

#### 竹原信一委員

そうすると、第4回の時にそれを見てもらって、その時間内でこれをこれでOKというこ  
とになったわけですね。

#### 山元企画調整課長

はい、おっしゃるとおりです。

#### 竹原信一委員

極めて短い時間でしか検討されていないというのがよくわかりました。それでは、1点ち  
よっとお願いしたいのが、例えばですね、人件費の件が先ほどから出てましたけども、阿久  
根駅、あそこは1か月の6月の運営が売店のほうですね、23万円なんですよ。8人保険料  
込みの。そういうことができちゃうわけですね、民間を活用すると。ですから、人件費が  
縮減されていることに対して批判的に見るのは阿久根駅が阿久根市が今やっていることを見  
ればいかにもバランスが悪い考え方だというふうに私は思いますね。

#### 大田重男委員長

ほかに意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なしと認めます。

(生涯学習課、企画調整課退室)

それでは、議案第61号 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指  
定についてを議題とし、各委員の御意見をうかがいます。

#### 竹原信一委員

今話をしたとおり、どうもこの評価自体、評価委員のあり方に問題がありそうです。これ  
をそのまま通すというのはどうでしょうか。どちらか、その手を挙げた両方のどちらがすべ  
きだという話ではなくてですね、この委員会のあり方自体に問題が発見されました。ここは  
ちゃんとそのまま通したらですね、いかにも反省がなくて同じことを続けてしまう。これま  
た手を挙げる人がいなくなりますよ、こういうことをこの不透明な仕事をしていたら。そう  
思います。

#### 渡辺久治委員

この前の定例会で2番委員が言われたようにですね、この委員会の委員のメンバーが全て  
課長とか、副市長とかという執行部のほうで進めていってるのはこれはやはりもう今回はあ  
れとしても、考えていかなければならないと思います。そうでなくて、やはり別にこう悪気  
があると言うんではなくて、やはりこの事業を執行してどうしても不安があるというか、  
何か問題があったら新しいのを入れたら我々の責任になるんじゃないかというようなそうい  
うもんもありますので、ですから委員が悪いというんじゃないで、やはり委員は外部から半  
分以上いるとか、そういうような努力を次回から進めるべきだと私は思います。

#### 木下孝行委員

今、渡辺委員の意見にも私も賛成する部分があります。だけど、基本的にはそれはまた別  
問題という捉え方をさせていただいてですよ、今回この案件については、一応先ほど私の発言  
にもありましたように、資料等見ながら、またこの検討委員会の委員の発言、6人で足りる

のか、足りないかもしれないと発言した時のことも考えれば、当然かなり難しい運営をせざるを得ない状況で、あとに対してその金額でやっていけそうな気もしないという。そういう中ではこの評価に私は別に問題はなかったのかなというふうに思っております。以上です。

#### 西田数市委員

私もこの資料を数字と見比べて、議事録を見ながら、新しい新規の場合はちょっと不安要素が出てきていますね、やっぱり基本的に。地元採用、3ページの、濱田委員がさっき言ったように、だからこれから6名もだけど、なんて言ったらいいのかな、やっぱりちょっと読んでいったら不安要素があるということがちょっとわかってきましたね。以上。

#### 濱田洋一委員

先ほど私も意見をちょっと話をさせていただきましたが、また、ふれでおさん以外、もう1者の方はですね、図書館、ここに記載してありますが、図書館経営については、どういう形になるのか我々も内容がわからないので、はっきり言えませんがとそんなに難しいことはないと思いますというような会議録に記載されているんですけども、やはりこういうことでどういう形に我々も内容がわからないのではっきり言えませんがと言われれば、例えば発注先側としてはですよ、当然こう不安視される部分ではないのかなとそうしたところに、先ほど西田委員からもありましたように、いろんな委員からの質問の中身で、ちょっと厳しいような不安をせざるを得んような、将来的にですね、だからそれとイコールして市民の皆様方のサービスも落ちてくるのかなという判断がなされたんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

#### 大田重男委員長

ほかに意見があれば。

#### 濱之上大成委員

大変結論から申し上げますと、大変難しい判断なのかなと。まず採点表で申し上げますと、一番上の本施設を管理運営する適性があるか、それから管理運営を行うにあたっての経営方針は優れているか、それから気になるのは、先ほど来から出てます、施設に係る経費の縮減、こういった状況から言った時に、この判定点数について、まず2番の管理運営を行っての経営方針が優れているかというこの状況からいきますと、ふれでおのほう非常にこう42点というふうな単位数のやり方をしているんですが、今、るる各委員からも出ましたけれども、会議録を前半ですけどね、見てみますと、何かやっぱりはじめての方でありますし、不安定的な意見をされているような気もいたします。ほとんど濱田委員が申し上げたのと全く一緒なんですけど、やっぱりこの状況から言った時に、こういかがなもんかなと思いますけど、やっぱりこの結果、私としてはもうこの6名の検討委員会の皆さんの結論に今回は賛同するべきでなかろうかなと、私はそういうふうに思っているところであります。

#### 竹原恵美委員

今回選定された業者に対してトラブルがあったということもなく、それ自体は否定するものではありませんが、ただ、新しい提案者において、よくその意見される雇用についてであります。事業者が変わった時に、前任者をそのまま引き継ぐということは雇用は安定させるという意味で、よくやられる手法ではあります。前任者がこう変わる時に、そして、提案についても、確かにふれでおさんは、冒頭何某の提案があつて、事業もされたことを知っておりますが、新しい事業者はW i - F iにおいてそのタブレットを広げる新しい図書館の形に向けた提案もできてますが、私が問題視するのはやっぱり決定までの手続きが評価委員に対してに疑問があります。決定した事業者に対しては否定するものではありませんが、市側が市が決定するに至る経過、この評価に対して反対としての意見を申し上げます。

#### 大田重男委員長

次にですね、途中で61号だけは現地調査については諮ってなかった件ですけど、変則になりますけど、今審査が終了した時点ですね、議案第61号に関する現地調査について各委員の意見を伺います。

[「必要ないと思います」と発言するもの複数あり]  
では、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。  
次に討議に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]  
なければ、次に討論に入ります。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 竹原恵美委員

反対として討論いたします。選定者に対しては異議はございませんが、選定の手続きが問題がありとして、問題提起として反対いたします。

#### 大田重男委員長

ほかに、なければ。  
[「ちょっと休憩を」と呼ぶ委員あり]

(休憩 16:16～16:18)

#### 大田重男委員長

では、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。  
それでは、採決いたします。議案第61号について可決すべきものと決するに賛成の委員の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。よって本案は可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て議了しました。ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長にご一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

#### 竹原信一委員

例えばですね、委員会で物事を決めた、多数決で決めた、そういった時に委員会の多数決の意見に賛同いただきますようお願いするというのを付けたりするんですけども、実際には本来は分かれた話について、結論、多数決でこのようになりました。その報告だけでよろしいんでないかと思っておりますけど、委員長は皆さんに多数決、委員会の多数決に賛同をお願いしますというのは、筋が違うんでないかと思うんですよ。

#### 大田重男委員長

休憩に入ります。

(休憩 16:20～16:22)

#### 大田重男委員長

では、休憩前に引き続き委員会を再開します。  
ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長にご一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次に、広報広聴委員会委員長から当委員会あて阿久根市議会だより原稿の提出依頼がありました。阿久根市議会だよりに掲載される総務文教委員会報告の原稿記載及び提出につきましては委員長にご一任願いたいと思っておりますがこれにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議会だより総務文教委員会への原稿については委員長に一

任されました。

以上で、本委員会に付託された案件はすべて議了いたしましたので、11月14日・15日の委員会は休会とし、閉会することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。以上で総務文教委員会を閉会いたします。

(閉 会 16時24分)

総務文教委員会委員長 大 田 重 男